

余市町立東中学校における「学校ウェブページ」及び

「配布印刷物」に係る個人情報の保護と公開に関する要領

I. 学校ウェブページ

1. 学校ウェブページ公開の目的

- (1) 学校関係者およびそれ以外の方への学校情報の公開(学校の特色、教育目標、学習の様子など)
- (2) 生徒の学習の成果を発信する場
- (3) 情報交流の場

2. 公開する個人情報の範囲

- (1) 生徒の作品(絵画、工作、作文、詩などの学習の成果)
- (2) 行事や学習の様子などを写した写真

3. 公開の方針

- (1) 原則として、個人名は公開しない。教育上の理由により実名を掲載する必要がある場合は、事前に本人および保護者の承諾を得る。
- (2) 写真の掲載は個人が特定できるものについては、事前に本人または、保護者の承諾を得るなどの配慮をしていく。
- (3) 承諾については年度初めに行う承諾書によるが必要に応じて個別に承諾を得る。
- (4) 生徒の住所、電話番号、電子メールアドレスについては、いかなる場合についても公開しない。
- (5) ウェブページは公開後においても、保護者から幅広く意見を求め、校内での検討を経て修正できるものとする。

4. その他

- (1) 本要領について、毎年 of 年度始めに保護者に承諾を得ることとする。
ただし、令和元年度(平成 31 年度)については年度途中で承諾を得ることとする。
- (2) 本要領については、学校のウェブページ上で必ず公開するものとする。
- (3) 安全対策のため個人情報は含まれないアクセス解析を行う場合がある。

II. 配布印刷物

1. 個人情報が公開される可能性のある印刷物

- (1) 学校だより(発行責任者: 学校長)

- (2) 学年・学級だより(発行責任者:各学年担当者・学級担任)
- (3) PTA 広報誌(発行責任者:PTA 事務局および広報委員会)
- (4) その他

2. 公開する個人情報の範囲

- (1) 生徒の作品(絵画、工作、作文、詩などの学習の成果)
- (2) 行事や学習の様子などを写した写真

3. 公開の方針

- (1) 印刷物を配布し公開する範囲を考慮し、それぞれ公開する範囲を限定する。
 - ①学校だより(配布範囲:各家庭、地域の町内会、教育委員会)
 - ・配布範囲が限定されていることから、個人名や個人が特定できる写真を掲載することがある。
 - ②学年・学級だより(配布範囲:生徒が所属する学年、学級の家庭)
 - ・配布範囲が限定されていることから、個人名や個人が特定できる写真を掲載することがある。
 - ③PTA 広報誌(配布範囲:各家庭、地域の町内会)
 - ・配布範囲が限定されていることから、個人名や個人が特定できる写真を掲載することがある。
 - ④その他
 - ・内容、配布(公開)する範囲を考慮し、その都度検討する。
 - ・上記1~3を例に、対象となる生徒、保護者に対して事前に承諾を得る。
 - ・承諾については年度初めに行う承諾書によるが必要に応じて個別に承諾を得る。

4. その他

- (1) 本要領について、毎年 of 年度始めに保護者に承諾を得ることとする。
ただし令和元年度(平成31年度)は年度途中で承諾を得るものとする。
- (2) 本要領については、学校のウェブページ上で必ず公開するものとする。

令和元年 9月より施行